

事業名 **自給粗飼料生産基盤強化対策事業**（事業費：7,359,100円）

事業内容 当地区は、自給粗飼料生産草地が狭小なため更新率が低く、収量が低下している状況にある。そのため、作業機械使用料の一部を助成し、更新率を高め、自給粗飼料の収量増加を図る。また、土壤診断に基づいた施肥及び土壤改良材の投入、適正な除草剤散布を行い、良質な自給粗飼料を確保し、農家所得の安定化を図る。

対象事業	(1) 草地更新…①炭カル 25ha分	②ヨーリン 45ha分
	(2) 除草剤散布…①ラウンドアップ乳剤 25ha分 ③ハーモニー乳剤 16.6ha分	②アージラン乳剤 16.6ha分
	(3) 作業機械…①ブルオ 25ha分 ③ディスクハロー 25ha分 ⑤鎮圧ローラー 25ha分	②整地(ブル使用) 25ha分 ④グラスシーダー 25ha分

負担区分	町	J A	受益者
土地改良材・除草剤負担	726,200円(1/6以内)	1,090,000円(25.0%)	2,542,900円(58.3%)
作業機械負担	500,000円(1/6以内)	750,000円(25.0%)	1,750,000円(58.3%)
合計	1,226,200円(1/6以内)	1,840,000円(25.0%)	4,292,900円(58.3%)

事業名 **黒毛和牛生産基盤確立対策事業**（事業費：8,000,000円）

事業内容 当地区では、肉用牛を重点作目として複合経営への推進を図っている。しかし、新規参入者等にあっては、初期投資額が大きな課題であることから現有施設の有効活用を図り、生産基盤強化を図り、農業所得の安定化を図る。

事業対象	(1) 繁殖素牛…①黒毛和牛素牛生産に係る繁殖素牛導入に対し補助する。 ②単年度対象頭数は30頭を基準とする。 ③1戸当たり単年度対象頭数は5頭以内とし、飼養繁殖頭数が59頭に達する場合には、その範囲内とする。 ④対象農家は、繁殖牛(12ヶ月齢以上)59頭以下の飼養農家とし、基準日は平成26年1月31日基準とする。 ⑤1頭当たりの補助対象限度額は400千円とし、補助額は1頭当たり120千円以内とする。	
	(2) 自家保留牛…①飼養する繁殖牛の産子で、別に定める審査会で承認を受けた雌牛の保留に対し補助する。 ②単年度対象頭数は40頭以内とする。 ③1戸当たり単年度対象頭数は5頭以内とし、飼養する繁殖牛が59頭に達する場合は範囲内とする。 ④対象農家は、繁殖牛(12ヶ月齢以上)59頭以下の飼養農家とし、基準日は平成26年1月31日基準とする。 ⑤1頭当たりの補助対象限度額は150千円とする。	

負担区分	町	J A	受益者
繁殖素牛	300,000円	300,000円	1,400,000円
自家保留牛	3,000,000円	3,000,000円	—
合計	3,300,000円	3,300,000円	1,400,000円